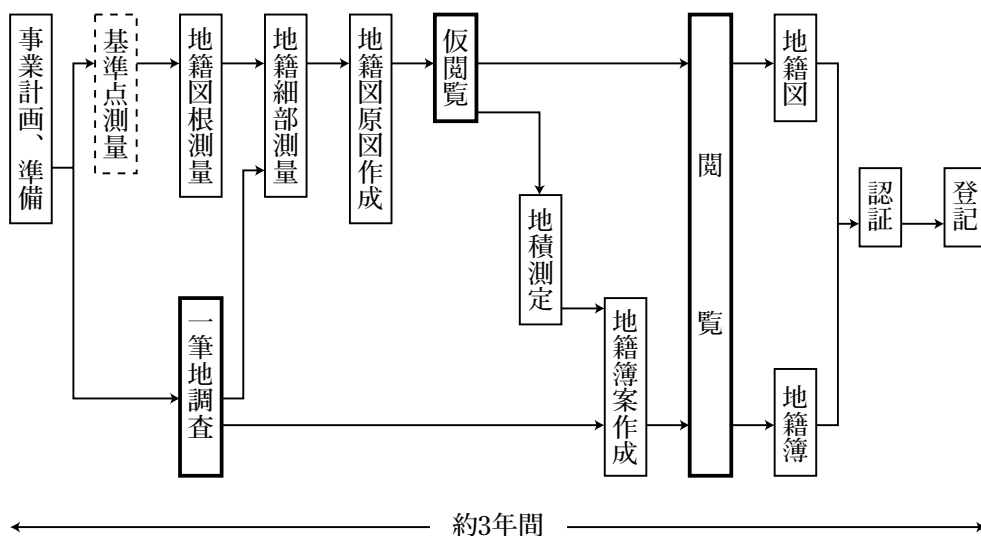


地籍調査の作業の流れ



現地の境界標

※土地の形態によって、プレート、杭、鋳などがあります。



用語解説

一筆地調査

土地利用の現況を把握するため、土地登記簿及び附属地図の写しをもとに、関係土地所有者、利害関係人の立会を原則とし、毎筆の土地につき、その所有者、地番、地目及び境界等について、現地調査をする作業

仮閲覧

地籍細部測量でできた地籍図原図に誤りが無いか確認していただく作業

閲覧

調査、測量の結果できあがった地籍図原図、地籍簿案を、公告の後20日間閲覧に供し、土地所有者に確認していただく作業。

なお、閲覧に際し、関係土地所有者は、異議並びに修正の申立てができます。

※一筆…土地の所有権などの公示のために人為的に分けた区画です。土地登記は、一筆ごとになされ、土地取引の単位となります。

地籍調査が完了すると、あらゆる生産の基本的要素である土地所有者、利用関係が明らかになり、地籍の明確化がはかれます。

また、土地行政諸般の基礎資料となり、公租、公課等住民負担の公平化、土地に関する紛争の防止、その他多目的に役立てられます。

なお、この事業の中でも重要な一筆地調査は、土地所有者の方々が現地で境界を確認する作業です。

事前に説明会のご案内をしますので、関係する地域の土地所有者の方々は、国土調査事業の主旨を理解していただき、参加、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ 役場国土調査課国土調査係 ☎985-4127

地籍調査年次計画（平成16年4月現在）

地区名	計画	実施年度
中川原	平成5～7年	平成5～7年
徳丸	平成8年	平成8年
出作	平成9年	平成9年
神崎	平成10～11年	平成10～11年
大間	平成12年	平成12年
上高柳	平成13年	平成13年
恵久美	平成14年	平成14年
鶴吉	平成15年	実施中
永田	平成16年	—
大溝	平成17年	—
横田	平成18年	—
東古泉	平成19年	—
西高柳	平成20年	—
昌農内	平成21年	—
西古泉	平成22年	—
北川原	平成23年	—
塩屋	平成24年	—
東レ・社宅	平成25年	—
筒井	平成25～26年	—
宗意原	平成26・27・29年	—
北黒田	平成27・29年	—
南黒田	平成28年	—
新立・本村	平成30年	—